## 【給水装置工事主任技術者選任・解任書類】

- 〇新たに指定を受けたとき(指定から2週間以内)
- 〇給水装置工事主任技術者が欠けたとき (欠けた日から2週間以内)
- 〇給水装置工事主任技術者を追加して選任したとき、又は解任した とき(遅滞なく:30日以内)
- 〇事業所を新設又は閉鎖したとき
  - 1 主任技術者選任・解任届出書(様式第3)
  - 2 主任技術者免状の写し(選任の場合のみ)

## 指定給水装置工事事業者【廃止・休止・再開書類】

- 〇事業の廃止・休止 (廃止・休止から30日以内)
- ○事業の再開(再開から10日以内)
  - 1 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11)
  - 2 指定書 (廃止・休止の場合)

山武郡市広域水道企業団 業務課給水検査班 電話0475-55-7853 FAX 0475-55-7857

## 給水装置工事主任技術者選任 · 解任届出書

山武郡市広域水道企業団 企業長 殿

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任 の届出をします。 解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任 技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。